・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

11　「その他の経済前提の変更」の項には、経済前提（日本円、アメリカ合衆国通貨及びオーストラリア通貨の金利、株式及び不動産の時価並びに為替レートのいずれにも該当しないものに限る。）について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、当該項に記載した額が重要である場合には、当該その他の経済前提の内容を注記すること。

12　「Tier１適格資本に係る取引」の項には、当期中に行った、株主配当の支払、自己株式の取得、Tier１資本調達手段の発行その他のTier１適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、算入制限のあるTier１資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。

13　「Tier２適格資本に係る取引」の項には、当期中に行った、Tier２資本調達手段の発行その他のTier２適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、発行済みのTier２資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。

14　「その他の要因」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての適格資本の変動額のうち、他のいずれの項に掲記する要因に区分することも適当でない要因によるものの額を記載すること。この場合において、「その他の要因」に区分した要因による適格資本の変動額が重要である場合には、当該要因の内容を注記すること。

15　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日及び当事業年度の末日のいずれにおける連結ベースの計算にも控除合算手法を用いている場合には、「Tier2適格資本に係る取引」と「その他の要因」の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の変動」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに定める額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額を記載するとともに、当該項以外の各項については、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意２から14までに準じて記載すること。

16　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用い、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額については「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額を注記すること。

17　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いず、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額については「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額を注記すること。